

西宮市子ども読書活動推進計画

～ “本” ってすごい “本” ってたのしい～



平成20(2008)年10月

西宮市

目 次

第1章	はじめに	1
1.	社会的背景	1
2.	国・県の動向	1
3.	西宮市では	2
第2章	基本的な考え方	3
1.	目的	3
2.	計画期間	3
3.	計画の対象	4
4.	基本的方針	4
	(1) 子どもの自主性を尊重します	4
	(2) 大人が手本となるよう、理解と協力を求めます	4
	(3) 関係機関は読書環境の整備を図ります	5
	図：子どもの読書習慣定着のための環境整備	5
第3章	西宮市の推進施策（具体的施策）	6
1.	家庭・地域における子どもの読書活動の推進	6
	(1) 家庭・地域における読書活動の推進	6
	(2) 地域での読書活動の推進	6
2.	乳幼児期における子どもの読書活動の推進	6
	(1) 家庭における読書活動の推進	6
	(2) 乳幼児期の各子育て支援施設・ 教育機関における子ども読書活動の推進	6
	ア 子育て総合センター	7
	<現状>	7
	<課題>	7
	<今後の方向>	8
	イ 保育所	8
	<現状>	8
	<課題>	8
	<今後の方向>	8
	ウ 幼稚園	9
	<現状>	9
	<課題>	9
	<今後の方向>	9
	エ 児童館・児童センター	10
	<現状>	10
	<課題>	10
	<今後の方向>	10

3 . 学校等における読書活動の推進	10
(1) 学校等における読書活動推進のための環境整備	10
<現状>	10
ア 学校図書館への人の配置	11
イ 図書資料の整備	11
ウ 図書管理システムと相互貸借システム	12
<課題>	12
ア 学校図書館への人の配置	12
イ 図書資料の整備	12
<今後の方向>	13
ア 「読書習慣定着による基礎学力向上事業」の推進	13
(ア) ブックオアシス事業(親しみやすい学校図書館)	13
(イ) ブックフレンド事業(本に親しむ環境整備)	13
(ウ) しらべ博士事業(検索できる学校図書館整備)	13
イ 学校図書館の人的配置を充実	13
ウ 障害のある子どもの読書活動推進のための諸条件の整備・充実	13
(2) 子どもの読書習慣の確立	14
<現状>	14
<課題>	14
<今後の方向>	15
ア 読書活動の機会の充実	15
イ 読書指導力の向上	15
ウ 市立図書館、ボランティアとの連携・協力	16
4 . 図書館における読書活動の推進	16
(1) 推進に向けて	16
(2) 楽しい読書環境づくりに向けての施設・資料整備	16
<現状>	16
<課題>	17
<今後の方向>	17
(3) 読書活動支援に向けたサービスの促進	18
ア 集会行事	18
<現状>	18
<課題>	18
<今後の方向>	18
イ 広報・読書案内リストの作成	18
<現状>	18
<課題>	19
<今後の方向>	19
ウ ヤングアダルトサービス	20
<現状>	20
<課題>	20
<今後の方向>	20

エ 図書館利用に障害がある子どもに対するサービス拡充と資料の整備	20
<現状>	20
<課題>	21
<今後の方向>	21
オ 情報化への整備	21
<現状>	21
<課題>	21
<今後の方向>	21
(4) 学校との連携	21
<現状>	21
<課題>	22
<今後の方向>	22
(5) ボランティアの育成・連携	23
<現状>	23
<課題>	23
<今後の方向>	23
 第4章 効果的な推進について	24
1. 推進体制等の整備	24
(1) 関係部署の連携	24
(2) 連絡会の開催	24
2. 広報の推進	24
3. 取り組みにおける総合性と連携	25
4. 進捗状況の把握と評価	25
5. 事業経費	25
 【資料編】～読書活動に関するデータ～	
1. ボランティア等の協力を得ている学校数の割合(平成19年5月現在)	26
2. 1校当りの蔵書冊数(平成18年度末)	26
3. 学校図書館標準の達成学校数の割合(平成18年度末)	26
4. 蔵書のデータベース化の状況(平成19年5月現在)	26
5. 平成19年度市立図書館利用状況等	26
6. 平成19年度 人口40万人以上50万人未満の市立図書館資料費等の比較表(東京23区を除く)	27
 【用語解説】	
用語の解説	28

第1章 はじめに

1. 社会的背景

現代の子どもたちは、テレビ、ビデオ、インターネット等の情報メディアの進展と普及により、様々な分野において多くの恩恵を受けています。しかし、一方では、子どもの生活環境や生活習慣は大きく変化し、活字離れ、読書離れが進むとともに、人と人との直接的なふれあいやコミュニケーションの機会が徐々に減ってきています。会話や読書活動の減少は、子どもたちの表現力や想像力に影響を及ぼすことが懸念されています。

^{*1} 経済協力開発機構（OECD）が平成12年に行った生徒の学習到達度調査では、わが国の生徒は、「毎日趣味として読書をしているか」という質問に対し、55%の生徒が趣味で読書をしないと回答しており、OECD平均の32%よりも高くなっていることを紹介しています。

国は、平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定し「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。」とその役割を唱えています。そして、平成14年8月、すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができるよう積極的に環境整備を行うことを目的として「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しました。

兵庫県では平成16年3月に「ひょうご子どもの読書活動推進計画」を策定。その中で、子どもの読書活動の推進を社会全体の課題と捉え、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たすことが重要であるとしています。

本市では、「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念に沿って、子どもや子どもを取り巻く大人に対して読書環境の整備を行うために「西宮市子ども読書活動推進計画」を策定するものです。

2. 国・県の動向

(1) 国の動向

平成11年 8月 平成12年を「子ども読書年」とする旨の衆参両院の議決。

平成12年 1月 「国際子ども図書館」設立。（同年5月開館）

平成13年12月 「子どもの読書活動の推進に関する法律」が成立。

平成14年 8月 「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定される。

基本方針：すべての子どもがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができるよう積極的に環境整備を行う。

平成20年 3月 新たな「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」国会に
報告

平成17年	「文字・活字振興法」成立。
平成18年	「教育基本法」改正。
平成19年	「学校教育法等教育関連三法」改正。

(2) 兵庫県の動向

平成16年 3月「ひょうご子どもの読書活動推進計画」が策定される。

基本方針：子どもの読書活動の推進を社会全体の課題と捉え、家庭・地域・学校がそれぞれの役割を果たすことが重要である。

3. 西宮市では

本市は、阪神・淡路大震災という苦難を経て、安全・安心で快適なまちづくりのためには「人づくり」が重要な要素であることを学びました。いざというときに支え合う心をはっきりすること、それが市民の大きな財産であることをあらためて学びました。

震災から13年経過しましたが、震災跡地にマンションが建設され、子育て世代が次々と転入し、本市の人口は急速に伸びてきました。「西宮で子育てをしたい」との思いで転入された方も多く、そのことに比例して西宮市の子育て支援に対する責任も重くなっています。人と人が心をつなぎ、手と手を取り合うためにも、小さいころからの読書が子育てや人づくりに与える大きな効果を改めて見直したいものです。

西宮市^{*3}社会教育委員会議の意見書「西宮のまちづくりと社会教育について」の中では、「私たちは、コミュニケーションのとり方が下手になってきています。うまく自分の気持ちを表現できない、会話による心の交流が図れない、そのために言い争ったり、言葉がとげとげしくなったりする。」と述べられています。

本市教育委員会が西宮市PTA協議会とともに行った「学校週5日制と社会教育についての調査」集計結果（平成15年3月）によると、「休みになった土曜日にお子さんは何をしているか」の質問について、回答者1,186人のうち「読書」と回答したのはわずかに71人（6.0%）、「図書館へ行く」が32人（2.7%）という結果が出ています。

これからも、すべての年齢層での読書人口の増大を図る施策が求められるとともに、読書を通して、大人には「人間力」を養うことが必要です。また、子どもたちには、発達段階に応じた豊かな読書環境を整えることによって、読書人口の増加を図り、判断力を備え「生きる力」をもった子どもたちを培う施策への積極的な取り組みが求められています。

第2章 基本的な考え方

1. 目的

ITの時代といえども、読書の意義が薄れたわけではありません。読書は、知識の習得だけでなく、人の生き方や考え方を教えてくれ、私たちの人生をより豊かで魅力あるものとしてくれます。小さいときに本を読む喜びを知ることは、その子の将来にとって大きなプラスとなります。

読書によって子どもたちは多くの文章や考え方に触れることができます。語彙が増え表現力が増し、コミュニケーション能力が高まります。人生のいろいろな場面において自分で考え判断する力が身につきます。

コミュニケーションがうまくいくためには表現力とともに相手のことを思いやる想像力が必要です。想像力がないと他人の立場で考えることができません。そのため、保護者などが、子どもが小さいころから会話の機会を設定し、読書に親しむ生活習慣を定着させていくことが重要です。

読書を通じて過ごす多種多様な感情体験の時間は、子どもの考えや行動に大きな影響を及ぼすことにもなります。

子どもたちは、やがて人生を変えるような貴重な一冊に出会うことがあるかもしれませんが。その機会やチャンスをできるだけ増やすことが、私たち大人の役割といえます。

文教住宅都市を宣言しているように、本市には大学などの教育施設や博物館、美術館などの文化的施設が点在しています。また、大都市にも近く様々な書籍や文献、資料にアクセスしやすい環境にあります。市民の読書に関する関心は非常に高いものがあります。この恵まれた環境を上手に生かし、子どもたちの活発な読書活動に結びつけていくためには、全市あげての組織的・計画的な取り組みが非常に重要です。

本市の特徴を十分に生かし子どもたちが自然に本に向き合えるような環境を整備するために、周囲の協力による積極的な取り組みが必要です。「西宮市子ども読書活動推進計画」は、市全体として読書をどう考えていくのかを示すとともに、図書館や学校、地域、家庭などが連携しながら、読書活動を推進していく環境づくりのための具体的な取り組みを明らかにしようとして策定したものです。

この計画では、すべての子どもたちが多くの機会に自主的に読書活動を行うことができるよう積極的に環境を整備することを目的としています。

2. 計画期間

平成20年度から平成24年度の5年間です。

3. 計画の対象

おおむね18歳以下の子どもを対象とします。

4. 基本的方針

第一に、子どもの自主性を尊重します。

第二に、大人が手本となるよう、理解と協力を求めます。

第三に、関係機関は読書環境の整備を図ります。

乳児期、幼児期、小学生、中・高校生など発達段階に応じた読書環境の提供を目指します。

(1) 子どもの自主性を尊重します。

子どもたちには、様々な読書体験をとおして、その中から自分の楽しみや喜びを見つけられるようにしていきます。幼いころからできるだけ多く本に親しむ機会をつくれるよう、大人が環境を整備することが必要です。子どもが「本を読みたい」と思うように読書環境を整えます。

読書活動とその本の内容は、子どもの自己の確立に影響を与えます。したがって図書を選択は非常に重要なものだということを皆が理解しておくことが必要です。

小さい頃にできるだけ多くのことを知り、経験し、多くの選択肢、引き出しを持つことこそが、子どもが自主的な判断をする前提となるのであり、私たちはそれを考えた上で子どもに対処することが重要です。

(2) 大人が手本となるよう、理解と協力を求めます。

大人が本を読む姿を見せることも必要です。読み聞かせや一緒になって本を読むことで子どもの関心を引き出すばかりでなく、大人自身が読書に親しむ姿を見せることの大切さを保護者などに訴えていきます。その他、いろいろな啓発手段を通して、読書活動の大切さを浸透させていきます。

また、大人が責任をもって、子どもの読書活動に積極的に関わり、子どもの情操を豊かに高める本の提供が重要です。^{*4}学校図書館や^{*5}公共図書館においては、それは公の責任でもあります。家庭においては保護者が、地域社会においては地域の大人がその責任を果たしていくことが必要です。

(3) 関係機関は読書環境の整備を図ります。

図書館をはじめ保育所や幼稚園、子育て総合センター、児童館、学校などで、本に出会い親しめる機会を多く提供していきます。地域団体やボランティアグループなどの催しで、読書を奨励するような取り組みと協力を求めています。また、関係機関や団体がお互いの活動内容などの情報交換ができるよう努めます。

図 子どもの読書習慣定着のための環境整備



第3章 西宮市の推進施策(具体的施策)

1. 家庭・地域における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭・地域における読書活動の推進

家庭における子どもの読書活動を推進するためには、大人が乳幼児期からの読書の重要性や読み聞かせの必要性について、学ぶ機会や場が大切です。そのため、公民館や児童館、子育て総合センターなどで行われる家庭教育の推進事業や出張講座などの子育て支援事業の機会を通じて、子どもの読書活動の重要性や読み聞かせの必要性について啓発を行うよう努めます。

(2) 地域での読書活動の推進

幼児期から読書を通じて楽しみやわくわくする体験ができるよう、専門的知識を備えたボランティアの活躍が必要となっています。本市では、多くの市民が学びを求め知識や経験を生かしたいと考えています。そのような人々に対し、公民館などでは「おはなし会」や「読み聞かせ」などの自主グループの活動を支援しています。

^{*6} 市立図書館などでは、ボランティア養成講座の開催を通じて、おはなしボランティアや^{*7}ストーリーテリングなどの人材の養成に努めます。また、児童館などでは、子どもたちに親しみが持てる絵本や物語が用意されており楽しめる場所となっています。これからは子どもたちに対して薦めたい図書や出版物の紹介なども、地域のボランティアの大切な役割の一つです。

2. 乳幼児期における子どもの読書活動の推進

(1) 家庭における読書活動の推進

子どもの読書習慣の形成に家庭の役割は重要です。特に、乳幼児期の家庭における読み聞かせは、子どもが本と出会うきっかけをつくるとともに、初めて本の世界の楽しさを実感させることとなります。また、家庭に本があり、親や家族など大人が読書をする姿を身近に見るといふ家庭の読書環境が大切です。

(2) 乳幼児期の各子育て支援施設・教育機関における子どもの読書活動の推進

乳幼児期の子どもにとって、本との出会いは大人の介在なくしては成立しません。子どもと本を出会わせることに大人が無関心であったり、出会わせるための知識や手段を持っていなかったりすると、子どもは本と出会う機会が極めて少なくなります。

大人が手を添えて紹介しなければ、乳幼児期の子どもだけで本の中に意味のある体験を見出すことはほとんどできません。

そのため、乳幼児等が利用する施設において、絵本などの蔵書数を充実させ、子どもたちが絵本と触れ合うきっかけづくりを行います。

また、子どもたちの育成に取り組む各機関の現状・課題を具体的に示すとともに、今後のあるべき方向を次に述べることにします。

ア 子育て総合センター

<現状>

子育て総合センターでは、親子で絵本に親しむ場として、毎月「えほんとのであい...うふ・うふうふ」や「土曜日、親子でワイワイお楽しみ」のイベントとして「えほんでお楽しみ」を開催しています。^{*8} 子育て地域サロンや子育て学習グループ「のびのび」でも「親子で鑑賞・読み聞かせ」や「お気に入り絵本トーク」に取り組んでいます。また、のびのびあおぞら館まつりの一環として、毎年「スタッフお薦め絵本展」を開催しています。

情報提供として、「スタッフお薦め絵本展絵本リスト」や過去6年間のリストをまとめたお薦め絵本リスト一覧と付属あおぞら幼稚園との共同研究「幼児期の豊かな心を育む絵本の読み聞かせ」を一冊にまとめた「スタッフお薦め絵本展絵本リスト一覧」や「スタッフお薦め絵本展絵本リスト一覧索引簿」「読み聞かせQ & A」を発行し、希望者や地域サロン等に配布しています。また、子育てカレンダーを発行し、各図書館で行なわれている絵本の読み聞かせなどの情報提供をしています。これらの情報については、子育て総合センターのホームページに掲載しています。

^{*9} 付属あおぞら幼稚園の「えほんのへや」を開放し、ゆったりと親子で読書ができる環境を整えています。

<課題>

親子で来館する利用者にとって、手軽に読み聞かせができるよう、親しみやすい読書環境や^{*10}ブックリストに基づいた絵本の整備が必要です。また、スタッフが、親子の読書活動を側面から支援する体制が求められています。

現在、毎月発行している子育てカレンダーで、各図書館で行なわれている「おはなし会」の開催情報を提供していますが、さらに絵本の紹介や市内の関係機関での「おはなし会」や「読み聞かせ講座」の開催予定などの情報提供を行う必要があります。そのため、市内の関係機関との連携を強化することが求められています。

また、子育て総合センターで実施する幼児教育及び小学校関係者を対象とした研修会を開催するなど、絵本や読み聞かせの重要性について周知するとともに読み聞かせ

の技能が向上するような取り組みが必要となっています。

< 今後の方向 >

乳幼児期における子どもの読書活動の推進には家庭での取り組みが重要です。親子の読書活動を支援するため、子育て総合センターでは次のように取り組めます。

- ・子育て総合センターからの情報発信として（仮称）「絵本とのであい」の発行
- ・読み聞かせ講座など読書活動に係る研修会の開催
- ・ブックリストを活用した蔵書の整備
- ・親子の読書活動を側面から支援するために読書スタンプカードなどの取り組み

イ 保育所

< 現状 >

市内には公・私立合わせて52（3分園を含む）の認可保育所があります。「保育所保育指針」をもとに、保育時間の中で年齢に応じた読み聞かせを実施し、絵本に触れる機会を持っています。読み聞かせは、保育士が子どもとふれあう大切な機会と捉え、1対1や少人数での読み聞かせをし、子どもからの「これ、読んで」という声にできるだけ応えています。保育所の中には、「絵本の部屋」や「絵本コーナー」を設けて、くつろいだ雰囲気の中で絵本に触れられるような工夫をしているところもあります。

保護者に対して新刊図書目録「読んでごらん おもしろいよ」や、お便りポスターなどを活用し、絵本の紹介をしています。多くの保育所では曜日や期間を決め、家庭への絵本の貸し出しを行っています。また、ブックリストを用いて、蔵書の整備を行っています。

< 課題 >

子どもが絵本と出会う機会を多く持ち、絵本の楽しさを感じることでできる活動をより一層進めます。そのための保育士の読み聞かせの技法をさらに磨くことが必要です。また、蔵書の整備など読書環境の整備が求められます。

読み聞かせボランティアなど地域の人材による協力や、幼稚園、小学校、^{*11}公立図書館との情報共有など保育所外部との連携が大切です。

< 今後の方向 >

保育所での子どもの読書活動の推進では、子どもの発達に応じた読書環境の整備が重要と考え、次のような取り組みを行います。

- ・日々の生活や遊びと関連づけた絵本の読み聞かせの実施
- ・読み聞かせ講座に参加するなど保育士の研修の充実

- ・蔵書の整備と絵本の部屋や読書コーナーなど読書環境の充実
- ・保育所だよりなどで、絵本の紹介や情報提供をするなど、保護者に対する読み聞かせの意義の啓発
- ・地域の子育て支援のために、地域の子育て家庭を対象とした貸し出しや読み聞かせの実施

ウ 幼稚園

<現状>

公私立を合わせた市内の幼稚園は61園あります。各幼稚園では、「幼稚園教育要領」をもとに読み聞かせに取り組んでいます。多くの幼稚園では、定期的に絵本の読み聞かせなどを取り入れています。

各幼稚園では「絵本の部屋」や「絵本コーナー」を設けて、園児が絵本に親しむ環境の整備に取り組んでいます。また、ブックリストを用いて、蔵書の整備を行っています。

また、保護者への貸し出しを行い、家庭での読み聞かせの充実に取り組んでいる園や園だよりなどで絵本の紹介や、読み聞かせの意義の周知に取り組んでいる園があります。

<課題>

園児が、絵本に親しみ、絵本の楽しさを実感できる活動を進めるため幼稚園教諭の読み聞かせの研修は不可欠です。また、幼稚園においても蔵書の整備や絵本の部屋や絵本コーナーなど読書環境の整備が求められます。

読み聞かせボランティアなど地域の人材による協力や小学校、公立図書館との情報共有など教育機関との連携が大切です。

<今後の方向>

幼稚園での子どもの読書活動では、カリキュラムに位置づけた読み聞かせの実施や遊びにおける絵本や図鑑の活用が重要と考え、次のような取り組みを行います。

- ・読み聞かせの意義と技術を学ぶための研修機会の充実
- ・日々の保育に、読み聞かせの時間を設定するための教育課程の充実
- ・充実した読書活動を展開するため、ブックリストを活用した蔵書の整備
- ・園児がすすんで読書活動に取り組む絵本の部屋や、読書コーナーの整備
- ・園だよりなどを活用して、子どもの読書活動を充実するための情報の提供
- ・保護者が読み聞かせに取り組むための、絵本の貸出の積極的な実施

エ 児童館・児童センター

<現状>

市内には、児童館・児童センターは8カ所あり、それぞれ図書室を設けています。図書室には、こどもが楽しめるような本を充実しています。各施設では、乳幼児を対象とした「子育て講座よちよち広場」や「子育て広場」などの事業の中で、図書ボランティアによる絵本の読み聞かせやストーリーテリングなどに取り組んでいます。児童館職員の研修の一環として独自のブックリスト「じどうかんのせんせいがえらんだ年齢別*よみきかせにむく絵本リスト」を作成し、市民の方にも活用していただいています。

<課題>

子どもに本の世界の楽しさを伝えるため、児童館職員の資質向上のための研修の充実は大切であるとともに、図書ボランティアなど地域の人材の応援も欠くことができません。ブックリストを活用した絵本の整備や子どもたちが読書に親しむ絵本コーナーの一層の充実も必要です。また、児童館を拠点として活動している母親クラブとも連携を図ることも重要な課題です。

<今後の方向>

児童館・児童センターでの子どもの読書活動では、子どもが進んで読書に親しむ環境整備が重要と考え、次のような取り組みを行います。

- ・読み聞かせを充実する児童館職員などの研修の実施
- ・乳幼児対象事業での読書活動に関わる事業の充実
- ・本に親しむための読書コーナーの整備
- ・図書貸出コーナーの充実
- ・子どもの発達に応じた図書の整備
- ・読み聞かせボランティアなど地域の人材による協力
- ・母親クラブ主催の読み聞かせ講座の実施

3. 学校等における読書活動の推進

(1) 学校等における読書活動推進のための環境整備

<現状>

西宮市立学校は、小学校42校、中学校20校、高等学校2校、特別支援学校1校あります。

それぞれの学校図書館は学校文化の拠点です。児童生徒の知的活動を増進し、情操を養う上で大きな要素であると捉え、その充実に努めています。

また、学校図書館は「教育課程の展開に寄与する」という役割を担う図書館であり、子どもたちの豊かな学びを支えるために、「学習・情報センター」および「読書センター」としての図書資料の充実に向け、計画的・系統的な指導によって児童生徒の読書意欲を喚起し、読書活動を支援しています。

本市においては、図書館教育を学校教育の中に位置づけるために取り組んだ長年の成果をもとに、各学校が連携して学校図書館教育全体の推進に取り組んでいます。

環境整備についての主な取り組みは次のとおりです。

ア 学校図書館への人の配置

学校図書館法の改正により、平成15年度から、12学級以上の規模をもつ学校には^{*12}司書教諭が発令されることになりました。

多くの学校では、司書教諭を中心に図書館部会を組織し、学校図書館経営計画等に基づき学校図書館教育をすすめております。また、司書教諭または司書の資格をもつ^{*13}学校図書館指導員を全市立小・中・特別支援学校に配置し、司書教諭等の指示を受けて図書館運営の補助にあたっています。

また、市立小・中・特別支援学校では保護者を中心とする学校図書館運営支援のボランティアを募集し、その協力を得て、開館時間の拡大や読み聞かせ活動、図書資料の整理、読書環境の整備等をすすめています。（学校サポートにしのみや「ささえ」事業）

イ 図書資料の整備

学校図書館が教育課程の展開に寄与するために、図書資料については、まず学習のための基本的な参考資料や教科学習用の図書を必要数そろえることを優先しています。その次に、読書学習用の図書、学習課題から発展して利用される図書、楽しみとしての図書、というように計画的に整備をすすめています。

本市では、学校図書館に整備すべき図書について、市内の教職員で組織する小学校教科等研究会（小教研）学校図書館部会・中学校教科等研究会（中教研）図書館教育研究会が、長年にわたって研究を進めてきました。そこで作成された学習のために必要な図書リスト（「西宮市小学校図書館の学習基本図書」など）をもとに図書を整備しています。

また、蔵書冊数については、平成5年文部省(当時)制定の^{*14}「学校図書館図書標準」に示された蔵書数を目標に充実を図っています。

阪神・淡路大震災では、学校図書館も大きな被害を受けましたが、その後、図書資料の収集をすすめ、平成19年度から市独自で「読書習慣定着による基礎学力向上事業（アクションプラン）」での「ブックフレンド事業（本に親しむ環境整備）」とし

て整備を行い、平成20年度には全市立学校で標準とされる冊数を達成する予定です。

ウ 図書管理システムと相互貸借システム

本市は、平成10年度～平成12年度の間、文部省(当時)の「学校図書館情報化・活性化推進モデル地域事業」の指定を受け、全市立小学校42校・中学校20校に各3台のコンピュータを導入しました。そして、蔵書をデータベース化する作業を進め、バーコードによる図書の貸出・返却や蔵書管理が可能となりました。

平成13年度～平成15年度は、文部科学省から「学校図書館資源共有型モデル地域事業」の指定を受け、市立西宮養護学校と市立高校(2校)にもデータベース化を拡大しました。また、各学校の蔵書データの共有化によって学校間の相互貸借が可能となり、庁内文書便の車を利用して学校間の相互貸借システム(物流)を開始しました。

続いて、平成16年度～平成18年度は、同じく文部科学省から「学校図書館資源共有ネットワーク推進事業」の指定を受けました。「西宮市^{*15}教育情報ネットワーク(EduNet:エデュネット)」によって結ばれた「西宮市^{*16}図書管理システム(Libroねっと:リブロねっと)」を構築したことにより、市立全小・中・高・特別支援学校の蔵書検索はもとより、市立図書館の蔵書を検索することが可能となっています。

これらのシステムにより、各教科・道徳・特別活動・総合的な学習の時間・その他の学習に役立つ資料の相互利用や、市立小学校のユニークな取り組みである「聞かせ読み」(学級の全員が同じ本を一冊ずつ持ち、教諭の音読を聞きながら、文字を目で追ったり挿絵を見たりする)の機会が数多く持てるようになりました。

また、各学校が相互貸借システムを計画的に利用し、読書活動の指導に活用しています。

<課題>

ア 学校図書館への人の配置

多くの司書教諭は学級担任との兼務であり、なおかつ、他の校務も兼務していて、学校図書館の運営に多くの時間を割くことが難しいという現状があります。

イ 図書資料の整備

最近の本市の児童生徒数の増加は著しく、「学校図書館図書標準」に定められた蔵書数は学級数に伴って変動するため、冊数が不足するという問題が起こることがあります。また、空き教室を利用した第2図書室の普通教室への変更や、図書館内の本棚を設置するスペースの不足などにより、新たな課題が生まれています。

< 今後の方向 >

本市の学校図書館教育の特徴を活かし、よりよく推進していくために、人・図書資料・情報のネットワークをバランスよく成長させることに努めます。そのために、各学校に対して、以下の支援を行います。

ア 「読書習慣定着による基礎学力向上事業」の推進

(ア) ブックオアシス事業(親しみやすい学校図書館)

- ・「西宮市学校図書館運営の手引き」等を新たに作成し、司書教諭の活動を支援します。
- ・学校図書館指導員の配置回数を増やし、子どもと本をつなぐ学校図書館教育を支援します。

(イ) ブックフレンド事業(本に親しむ環境整備)

- ・蔵書冊数の整備・充実・・・「学校図書館図書標準」に基づく冊数を参考に整備をすすめます。
- ・図書資料の精選・・・「西宮市学校図書館運営の手引き」「西宮市小学校の学習基本図書」(リスト)等の冊子に記載された図書を参考に整備します。
- ・学校図書館を利用する授業の推進・・・「西宮市立小学校学校図書館の利用教育・読書教育の授業」(小教研作成)や、「西宮市中学校『学校図書館利用教育』の指導計画および主題別体系表」(中教研作成)等も活用します。
- ・学校図書館整備状況の自己点検・評価と改善をすすめます。

(ウ) しらべ博士事業(検索できる学校図書館整備)

- ・学校間・市立図書館との貸借システムを活用し、蔵書の共同利用化を推進します。
- ・情報メディア等の活用、学校図書館の情報化の促進・普及により、児童生徒の調べ学習などを効率的に展開します。

イ 学校図書館の人的配置を充実

現在、全市立小・中・特別支援学校に配置しております学校図書館指導員をさらに充実させます。

また、学校図書館運営ボランティア(学校サポートにのみや「ささえ」事業)の支援を受けて、学校図書館の人的配置を充実します。

ウ 障害のある子どもの読書活動推進のための諸条件の整備・充実

- ・西宮養護学校(特別支援学校)を特別支援教育のセンター校として、学校教育法附則第9条の規定による「^{*17}一般図書(特別支援学校・学級用)」を整備します。また、その他の図書・絵本、映像資料なども整備・拡充します。

- ・視聴覚機器などの活用による、子どもの障害や発達の実態に応じた読書活動のあり方の開発・魅力ある読書環境づくりに努めます。
読書は本来個人的なものです。つまり、一人一人の能力や興味・関心が異なっていることに留意し、児童生徒に対する適切な指導が必要です。そのためには、一人一人の児童生徒をよく理解し、個人の特性に即した指導を行うための、個々の児童生徒に対する指導計画が必要となります。特に障害のある児童生徒への指導については、それぞれの読書能力に即した指導といった配慮が大切です。そのような内的条件を支援するための外的条件を整備します。
- ・読書能力の発達段階のみに配慮した絵本等を整備するのではなく、生活年齢に合った図書の整備をすすめます。
- ・障害のある子どもたちにとって、文字言語などの視覚情報が、考える力や、豊かな想像力等に大きく影響を与えます。より多くの情報を得る環境で学ぶことのできる学校図書館環境を整備します。
- ・肢体不自由児は、活動の範囲が狭められています。また、多くのメディアと接する機会と切り離されているともいえます。そのような子どもたちに、主体的に選べる場、同じ世界を共有することの大切さを感じさせる学校図書館の整備をすすめます。
- ・重度の障害のある子どもも増えています。読書で養われた力は卒業後（大人になって）も生きてきます。そのために、西宮養護学校で学ぶ間により多くの情報に接する機会を保障します。

(2) 子どもの読書習慣の確立

<現状>

各校での読書活動の指導は、子どもが豊かな読書経験によって自らを高め、自己を確立するというめあてをもって行われます。その達成のために、発達段階に即した読書能力や技術を身につけるための継続的な指導を行っています。

<課題>

各校では、校内読書指導計画のもとに読書習慣確立のための指導が行われています。多様な学習活動がすすめられる中、読書による自己教育の場を計画的に設定し、その目的に応じた読書資料を準備し、読書活動の機会を増やし、適切な指導・助言を継続することが大切です。

家庭と市立図書館・学校図書館等の連携についてもさらに発展させることが望まれます。それぞれの本来機能の違いを認め合いながら、子どもの健全な読書活動の推進

という目標に向かって、どのような協力関係を創り上げることができるかということについて考えを交流することも重要です。

また、小学生の時期に培われた読書習慣を、中学生の忙しい生活の中でどのようにして維持発展させていくかも、課題の一つであるといえます。

<今後の方向>

子どもが読書の楽しさを味わい、生涯にわたって本に親しんでいく態度と習慣を身につけるために、子どもが読書の楽しさや価値にふれる機会を多く持つこと、さらに、発達段階に応じた継続的・系統的な指導をとおして読書習慣を定着させる活動をすすめます。

子どもが魅力ある本と数多く出会うために、本市の教職員が研究し発行している「学校図書館基本図書リスト」や、新刊図書目録「読んでごらん おもしろいよ」（40年にわたって西宮市立図書館と幼・小・中・特別支援学校等の教諭の連携のもとに毎年作成）などを活用します。

また、各教科の授業の中に、調べる活動や多様な資料を読む活動などを取り入れ、自ら考えたりまとめたりする学習の楽しさを実感させるとともに、全校読書タイム、学級・教科担任や司書教諭等による「読み聞かせ」や「聞かせ読み」、朗読・群読発表会、読書週間関連行事、図書館ボランティアの協力を得ての読み聞かせや読書集会などを実施するなど、学校教育の様々な場面で読書を取り入れ、学校図書館の活用を支援します。

また、西宮養護学校については、個々の児童生徒の障害の状態に応じた図書の選定や環境の工夫、視聴覚機器や補助具等の活用などを通して、読書指導の充実に努めます。

子どもの読書習慣の形成のためには、家庭・学校・市立図書館等が連携・協力することが不可欠であり、次のような活動をとおして、西宮の子どもたちの読書環境のより一層豊かな醸成をめざします。

ア 読書活動の機会の充実

- ・朝の読書や読み聞かせ、読書週間や読書集会など読書の機会を充実させます。
- ・「西宮市読書感想文コンクール」「西宮市読書感想画コンクール」「読書会」等を実施します。
- ・読み聞かせ等の専門家の派遣による「お話し会」等の実施と子どもたちへの読書の動機付けを支援します。（教科指導等相談事業）

イ 読書指導力の向上

- ・図書資料を活用する授業の開発とその研究を推進します。

- ・読書活動の指導計画に基づく読書指導を行います。
- ・学校図書館教育担当者（司書教諭）学習会を開催します。

ウ 市立図書館、ボランティアとの連携・協力

- ・図書目録「読んでごらん おもしろいよ」の作成、活用をすすめます。
- ・学校サポートにしのみや「ささえ」事業による保護者や地域ボランティアの学校図書館運営支援の拡充をめざします。
- ・「公共図書館利用案内」の活用と、市立図書館との連携をすすめます。

4. 図書館における読書活動の推進

(1) 推進に向けて

公立図書館における児童サービスの歴史は古く、1970年刊行の『市民の図書館』（日本図書館協会）の中で、貸出サービス、全域サービスと共に、三つの重点目標の一つとして提示されて以来、各地の図書館で活発に展開されてきています。

「子ども時代」というのは、その時代や社会の影響も大きいですが、「図書館は利用者によって育てられる」ということがよく言われるように、子どもへのサービスにおいてもその視点を充分認識したうえで、社会や時代に対応した柔軟なサービスをすすめることが重要です。

公立図書館では、知識・情報が本の世界から得られる楽しみが読書の継続性を維持し、読書力の育成にもつながり、豊かな創造力と感性が地域社会の可能性を高めていく視点を踏まえて、絶えず子どもの読書環境の整備に向けて、図書館サービスを継承して発展させていく責務があります。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」の基本理念にあるように「すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう」に支援し、推進するために、楽しく、自由な読書環境の整備に努めていきます。

(2) 楽しい読書環境づくりに向けての施設・資料整備

<現状>

市立図書館は4つの拠点館と5つの分室が一体となって、市内全域の図書館サービスを展開しています。

“くらしの中に図書館”をめざすために、生活・仕事・学習のさまざまな局面での資料・情報提供に向けての柔軟な取り組みに努めていますが、子どもへのサービス推進に向けては、子どもの身近なところに図書館が必要であり、行きたいときに利用できて、十分な資料と、資料・情報について相談・案内してくれる「人」の存在が欠かせません。

現在各拠点館では、児童サービスの専任の職員を配置しており、「本の世界」の案内役として、資料の収集はもちろんのこと、テーマ別リスト作成や資料展示方法、読書案内、集会行事等を含めて、子どもとの直接的・間接的な関わりの中で児童図書館員は重要な役割を果たしています。

また、子どもの「読みたい・知りたい」には即応することが求められます。そのためには、十分な蔵書の構築が必要です。平成 18 年の全書籍新刊タイトル数は約 7 万 7 千点あり、その内、児童書は約 4,800 点(6.2%)刊行されました。この出版状況に対して、市立図書館では、年度末の児童書の受入タイトル数は約 2,200 点であり、新刊タイトルの 45.8%を収集しています。

<課題>

平成 19 年度からは祝日開館を実施するなど、子どもが家族と一緒に市立図書館を利用できるように開館時間の柔軟な対応を図っていますが、図書館整備に向けて利用状況の分析を絶えず行うと共に、学校図書館や地域での読書活動を推進している団体との連携を深め、読書環境の整備状況の共有化を図ることが重要な課題です。

また、新刊書が毎年数多く刊行される一方では、絶版や入手不能で古い出版物は消えてゆく状況にあります。すべての図書館は資料を整理し、保存し、利用されることが本来の役割ですが、市立図書館に資料が多く収集されることにより、将来にわたって市民に活用されやすい状態で保存されることとなります。資料編の 6 にあるように市立図書館の現状は、利用状況の指標である貸出冊数や予約件数では 18 市の中で上位にあります。資料費・購入冊数は下位に位置しています。

また、望ましい基準の資料関係数値とは大きな差があります。

<今後の方向>

読書活動や情報収集を支援する児童図書館員は、専門的な知識と十分な経験が必要であり、ある意味個人技とも見える仕事が整理・分析され、明文化されることにより、サービスとして継承し発展させていくことが、子どもの読書活動の推進に向けて重要です。

そのため、市立図書館の担当者間での連絡・調整や研修体制の整備に努めるとともに、学校図書館や関係機関での、子どもの読書活動支援に関わる人材の育成を促進するために、連携を深めて定期的な研修会等の実施をすすめていきます。

また、今後も市立図書館では、蔵書の新鮮度が問われる調べ学習のための各主題図書の収集に努めますが、印刷資料だけでなく CD-ROM・DVD などの電子メディアをはじめ多様な資料の収集とともに、絶版等で入手できない図書の保存に努めていきます。

(3) 読書活動支援に向けたサービスの促進

「本の世界」を案内する取り組みとして、絵本の読み聞かせやストーリーテリングなどの集会行事の実施や、膨大なコレクションの中から子どもの「読みたい、知りたい」を援助する読書案内リストを作成し、読書活動の支援を行っています。

ア 集会行事

<現状>

年間をとおして、中央・北口・鳴尾・北部の各拠点館では、定期的におはなし会やビデオ映写会等の行事を行っています。また、春休みや夏休み、冬休み期間には工作教室や科学実験など、子ども自身が参加して知的好奇心を高める催しや、人形劇団を招くなど、特別な行事を行っています。

<課題>

市立図書館や関係機関で実施される行事が連携・調整することによって、より効果的に地域での広がりやまとまりのある行事として進めていくことが求められています。

また、絵本の読み聞かせは、乳幼児にとって本との最初の出会いだと考えます。乳幼児と保護者が一緒に絵本に親しみ、互いを近くに感じながら絵本の世界を楽しんでもらうことが重要な課題と考えます。

<今後の方向>

・行事企画の調整・連携の強化

各拠点館で実施時期や内容の調整を緊密におこない、計画的に企画を立てるとともに、関係機関との連携に努めます。

・乳幼児と保護者への働きかけ

絵本の読み聞かせの大切さを保護者に伝えていくことを目的に、乳幼児と保護者対象におはなし会の実施の拡充に努めます。また、本市の子育て関連機関と連携して、絵本の読み聞かせ等の活動を推進していきます。

イ 広報・読書案内リストの作成

<現状>

児童向けの広報としては、広報紙の発行や本の紹介、展示などを行っています。

広報紙は毎月 B4 裏表の図書館だより「しゃぼん玉」を発行しています。一面には特集記事を、二面、三面には新着本の紹介を、四面にはその月に行う行事の予定を掲載しています。

本の紹介としては、壁面の掲示板を利用し、テーマに沿った飾りや新着本のカバー

を貼るなどしています。また、書架を利用して、テーマ別に本を選び、展示を行うなど、それぞれの館で工夫をしながら、広報活動を行っています。

また、子ども、保護者が本を探し出すときの一助になるようにと、市立図書館では下記の数種類の読書案内リストを作成し、配布しています。

- ・「絵本のゆりかご」……《0歳から始める読み聞かせ》という趣旨で選定した絵本のリストです。各拠点館・分室で配布している他、ブックスタート事業の一環として、保健センターで行われる乳児の4ヶ月健診時に保護者全員に配布しています。
- ・「絵本のポケット」……ブックスタートの次の段階の絵本選びに、なにか手助けになるようなものがないかと考えて作成した絵本のリストです。「日本のおはなし絵本」編と「昔ばなし・知識・世界のおはなし絵本」編があります。各拠点館・分室で配布しています。
- ・「読んでごらん おもしろいよ」……西宮市学校図書館協議会と中央図書館の共催で作成している図書目録です。前年の1月から12月に発行された図書を対象に、幼児向き15冊、小学生向き45冊、中学生向き15冊を選び、書名、著者名、あらすじなどを紹介しています。各拠点館・分室で配布している他、市内の公立の幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校の幼児・児童・生徒全員に配布しています。また、中央図書館では年に一度、選定された本の展示会を行っています。
- ・その他テーマ別ブックリスト……随時必要に応じて作成し、各拠点館・分室で配布しています。

< 課題 >

広報活動は明確な目的意識を持つとともに、子どもに直接訴えかけるような、効果のある広報活動が求められています。

また、これらの広報活動も市立図書館内で完結しているため、市立図書館利用者にしか目に触れられないことが課題としてあります。

< 今後の方向 >

今後は広報紙を関係機関でも配布してもらおう等、市立図書館未利用者の子どもに対しても、広報活動に努めていきます。

子どもの読書活動を推進する学校図書館や関係機関とも連携・調整をおこなって、読書案内リスト作成の共同化・効率化を図るとともに、学校図書館協議会と中央図書館の共催で長い歴史に育まれた「読んでごらん おもしろいよ」については、本市のすべての子どもにいきわたるように配布対象の拡充や配布方法の検討をすすめます。

ウ ヤングアダルトサービス

<現状>

市立図書館利用のリピート率が低くて、児童と成人の中間に位置する十代の利用者に対するサービスを「ヤングアダルトサービス」あるいは「ティーンズサービス」と位置づけて行っています。子どもとおとなの間にある若者世代の独自の文化や関心を反映するこの図書館サービスの重要性が高まっています。

鳴尾図書館、北口図書館では、開架室にコーナーを設けていますが、コーナーにはこの年代を読者対象にした小説、その他職業案内の本等十代の利用者に人気が高く、関心の深いテーマの資料を収集し、利用に供しています。また、広報紙を発行し、掲示板を介して利用者との交流を図るなど、より親しまれるコーナーづくりに努めています。

<課題>

若い利用者の好む資料の傾向には一過性のものも多く、ニーズを掴みづらいところがあり、資料選定が難しい面があります。ヤングアダルトサービスに対する意見や、お薦めの本を紹介してもらうためのポストを設け、ニーズの把握に努めていますが、予約サービスを通して得られる情報も有用ですので、担当職員の自己研修とともに、予約サービス利用の促進などが課題としてあります。

<今後の方向>

ヤングアダルトへのサービスを今後さらに活性化するためには、ヤングアダルトの利用者との直接の交流を通じ、企画段階から参加してもらうという方法等の工夫が必要です。それをきっかけとして、最終的には広報紙の作成をはじめとして、ヤングアダルトサービスの運営にも関わってもらえれば、ヤングアダルトサービスの新たな展開を模索できるのではないかと考えています。

また、新しい利用者の拡大に向けて、市立図書館でのヤングアダルトサービスを知ってもらうという意味もこめて、担当職員が中学校や高校へ出かけていき、広報誌の配布、サービスの紹介とブックトークをする等、ヤングアダルトサービスを市立図書館外に広げていく活動も重要だと考えています。

エ 図書館利用に障害がある子どもに対するサービス拡充と資料の整備

<現状>

通常のサービスや資料の利用ができない子どもには特別なサービスと資料を提供していく必要があります。しかしながら、現状は点訳絵本の作成や録音資料の収集を行っていますが、直接的なサービスとしては未開拓の分野でもあります。

< 課題 >

市立図書館を利用するに向けての障害内容に対応した資料の整備や施設内での案内、支援体制の整備が求められています。

< 今後の方向 >

利用の促進のためには、郵送貸出や対面朗読の活用等を検討するとともに、他の関係機関との連携をすすめていきます。

資料面では、字幕入りの映像資料等の視聴覚資料やデジタル化された資料の収集の検討をすすめていきます。

外国語資料の収集については、英語絵本の収集を行っていますが、その他の言語資料についても、地域の状況を踏まえて一定のコレクションの構築の検討をすすめます。

オ 情報化への整備

< 現状 >

市立図書館では、地域の総合目録のひとつとして参加を図るため、18年度の新システム稼動後に「西宮市教育情報ネットワーク」内に市立図書館の蔵書情報を子ども用の検索システムとして提供しています。

< 課題 >

市立図書館の公開するホームページでは子ども用の検索システムがないことや「西宮市教育情報ネットワーク」内の学校図書館検索システムに市立図書館所蔵表示ができていない課題もあります。

< 今後の方向 >

市立図書館の保有する情報資源（資料情報・利用案内・行事案内・レファレンスデータベースなど）を年次計画的に子ども用コンテンツとしてホームページに掲載し、誰でも、いつでも、どこでもアクセスできるように情報化整備に努めます。

また、今後のシステムアップ時に市立図書館と学校図書館の蔵書データベースの共有化を推進していきます。

(4) 学校との連携

< 現状 >

学校との連携をすすめていくために、市立図書館では次のような事業を行っています。

- ・授業で来館する場合や子どもが一人又はグループで来館する場合に、学校からの事

前申込を受けて、「総合的な学習」「調べ学習」に関する資料を前もって準備するなど、市立図書館の資料を探す場合の手助けを行っています。

- ・市内各校に借出券・パスワードを発行し、インターネットからの蔵書検索・予約申込の受付（各校40冊まで）を行い、公用貸出を実施しています。（各校 原則2週間40冊まで）
- ・FAXにより調査・相談の申込を受け付けています（中央図書館）。
- ・随時、各校からの市立図書館の見学を受入しています。

上記サービスについては、「公共図書館利用案内」を市内小中学校へ配布し利用を呼びかけています。（この案内は市立図書館のHPにも掲載）

- ・市立図書館では、市内の学校図書館、幼稚園等へ図書館資料の管理換えを行い、資料充実への支援を図っています。
- ・市立図書館主催「おはなしボランティアのステップアップ講座」において、学校図書館ボランティアの受講枠を設け、参加を呼びかけ知識や技術の向上の機会を提供しています。

<課題>

子どもの図書館利用法や情報活用能力を向上させるために、市立図書館の児童図書館員と学校図書館担当者が連携するとともに、選書や資料整理・組織化技術などの運営上の支援を促進するため、「交流する場」の提供が課題となっています。

<今後の方向>

- ・現在、市立高等学校図書館担当者と「公共図書館・学校図書館司書連絡協議会」を年1回開催していますが、今後より利用を促進し連携を強めていくためには小・中学校図書館担当者とも、資料の収集・調べ学習対応・整理技術等も含めて、読書活動を推進する場として、情報・意見交換を行う連絡会の開催を検討していきます。
- ・学校図書館からのWeb予約や資料利用を促進するためには、手続きの簡略化や資料入手の迅速化、活用資料の有効感を高めることなどが必要ですが、そのための検討を連携してすすめます。
- ・学校でのおはなし会の開催、市立図書館の利用のPR、図書の紹介等を協力して行い、本の世界の楽しさを知り読書習慣を身につけてもらい、生涯学習の拠点として市立図書館を利用し続けてもらうために、図書館を利用したことのない児童に対しても働きかけを行っていきます。

(5) ボランティアの育成・連携

<現状>

子どもたちの読書体験を育むことを目的に、図書館活動の一環として地域の保育所や幼稚園等でおはなし会を実施してもらいおはなしボランティアを養成する講座を開催しました。講座終了後も定期的に市立図書館職員との勉強会を開催し、平成14年夏からおはなし会の出前サービスを開始しました。主な活動場所は、市内児童館・育成センター・幼稚園などで、製作した大型紙芝居やペープサートも使って、毎回工夫を凝らしたおはなし会を実施しています。

乳幼児サービスとしては、保健福祉センターの検診時に絵本リスト「絵本のゆりかご」を配布し、絵本の読み聞かせを行ってきました。中央図書館や北口図書館では、毎月1回乳幼児と保護者を対象にしたおはなし会を開催しています。

また、おはなしボランティアのステップアップを目的とした講座を開催しています。この講座には、地域で子どもの読書推進に関係した活動をしているボランティアにも参加してもらいました。

<課題>

市内の学校園や保健所など子どもとふれあう機会のある人々や組織と連携し、子どもの読書活動を支援する「地域力」の醸成が求められています。

<今後の方向>

市立図書館でのボランティア活動を通じて経験し得た知識や技能を、地域に戻り自立した活動として広げていっていただくとともに、地域で活動しているおはなしボランティアグループに対しては、定期的に交流会を開催し、情報提供や活動内容の確認に努めます。

また、専門的な知識や技能を持ったボランティアによる集会行事の開催を行い、子どもへの読書活動支援に努めます。

第4章 効果的な推進について

1. 推進体制等の整備

この計画の推進にあたっては、市関係部署の密接な連携が必要です。関係機関や民間団体などとの連携を更に深め、施策の効果的な推進を図っていきます。

また、これらに関わる職員、市民の資質の向上、蔵書などの充実など、質と量の両面での対策を講じます。

阪神間の近隣市や大学との連携も図り、図書資源の有効活用に努めます。

(1) 関係部署の連携

読書活動に関連した部局の連携を図るために、庁内委員会「西宮市子ども読書活動推進会議」を設置します。メンバーは、関係課の課長級職員とし、事務局は、中央図書館に置きます。

庁内委員会「西宮市子ども読書活動推進会議」メンバーの構成

教育委員会：教育総務グループ、社会教育グループ、中央図書館、北口図書館
学校教育グループ、総合教育センター

市長事務部局：子育て企画・育成グループ、子育て総合センター、保育所事業グループ

(2) 連絡会の開催

地域ボランティアや関係機関との連携を図り、多彩な意見を反映するため、関係者による連絡会を設置し、年2回程度の会議を開催します。メンバーは、図書館、保育所、幼稚園、子育て総合センター、児童館、学校関係者、読み聞かせ等の地域ボランティア代表などとし、事務局は、中央図書館に置きます。

2. 広報の推進

情報発信や「子ども読書の日」の啓発事業に努めます。

読書に関する啓発については、各部署が計画性のある効果的な方法を考えながら行います。市のホームページも活用して、様々な機会に情報を提供できるよう努めます。子どもだけでなく、保護者などについても読書についての理解が深められるような工夫や取り組みが必要で、市民みんなで子どもの読書活動を支えるという意識をもってもらうことに努めます。

特に全国的に展開される「子ども読書の日」（4月23日）には、子どもの読書活動についての関心と理解を深めてもらうという趣旨にふさわしい事業を企画実施し、啓発

広報に努めていきます。

さらに、子どもに読み聞かせたい図書や薦めたい図書などの優良図書についても普及と啓発に努めるとともに蔵書の充実を図ります。

3. 取り組みにおける総合性と連携

子ども読書活動に関わる学校、図書館などの関係機関や地域ボランティア等が実施する事業や行事の情報を、可能な限り収集し、子どもや保護者に提供することで、利用や参加の拡大を図ることが大切です。また、これらの機関や団体は新たな事業の実施にあたり、創意工夫を図ることも大切です。

そのために、関係者間で積極的に交流し、情報を交換する場やネットワークをつくり、総合的・組織的に子どもの読書活動を推進します。

4. 進捗状況の把握と評価

この計画を実効性のあるものとするために、随時、進捗状況を確認・評価するとともに、必要に応じて施策や事業の再検討・調整を行います。

5. 事業経費

本市は、この計画の目的達成に向けて、図書の整備に必要な財政上の措置や関係各課の事業の見直しに努めてまいります。

(参考)

平成20年度予算では、市立図書館が15,199千円を児童書の購入とおはなしボランティアの経費などに、学校図書館では読書習慣定着による基礎学力向上事業での学校図書館整備費として19,457千円と、各学校配分予算内での図書購入総額約40,000千円を学校図書館の図書整備費として取り組んでまいります。

また、こども部では、3,220千円を子どもの読書活動推進事業として、保育所、児童館・児童センター、子育て総合センターの施設や子育て総合センターや公民館で活動している子育てサークル等を対象に絵本の整備や提供をしてまいります。

資料編

【資料編】

～ 読書活動に関するデータ～

1. 学校図書館標準の達成学校の割合(国・県：平成18年度末参考値)

	西宮市(平成19年度)	(参考)	兵庫県(公立)	国(公立)
市立小学校	100%		34.6%	42.0%
市立中学校	100%		32.6%	36.8%

特別支援学校(西宮養護学校)は、平成20年度に達成予定

2. 図書管理システム利用による貸出冊数(5月度)

	平成20年度	平成19年度	平成18年度
市立小・中学校	139,509冊	125,023冊	108,281冊

3. 相互貸借システム(他校図書館図書資料の活用)

	平成19年度	平成18年度	平成17年度
物流発送回数	313回	341回	88回
物流発送冊数	4,117冊	3,913冊	1,870冊

4. 蔵書のデータベース化の状況(市：平成19年度 国・県：平成18年度末参考値)

	西宮市(市立)	(参考)	兵庫県(公立)	国(公立)
小学校	100%		37.2%	41.1%
中学校	100%		47.3%	40.7%
高等学校	100%		57.4%	75.7%

5. 平成19年度 市立図書館利用状況等

貸出冊数	3,478,678冊	成人図書2,088,222冊、児童図書1,390,456冊
貸出人数	791,519人	成人658,638人、児童132,881人
予約件数	457,596件	成人366,174件、児童91,422件
蔵書冊数	900,079冊	成人図書621,541冊、児童図書278,538冊
年間受入冊数	33,874冊	成人図書24,161冊、児童図書9,713冊
職員1人当りサービス人口	6,107人	人口476,329人、職員数78人
職員1人当り貸出冊数	44,598冊	貸出冊数3,478,678冊、職員数78人
人口1人当り図書館費	604.16円	図書館費総額287,778,688円、人口476,329人
人口1人当り資料費	129.46円	資料費61,666,816円、人口476,329人
人口1人当り貸出冊数	7.3冊	貸出冊数3,478,678冊、人口476,329人
登録者数	132,594人	成人110,276人、児童22,318人(0~12歳)
登録率	27.8%	登録者数132,594人、人口476,329人

6. 人口40万人以上50万未満の市立図書館 資料費等順位比較(東京23区除く)

斜体文字=中核市

順位	人口(千人)	館数	移動図書館	職員数(人)						資料費(千円)	蔵書数(千冊)	貸出数(千冊)	予約件数(千件)	購入冊数(冊)	人口一人当たりの貸出冊数(冊)	図書資料の回転率(回)							
				順位	合計	専任計	うち司書	嘱託職員	委託派遣														
1	宇都宮市	499	5なし	5	106	61	32	45	川口市	130,741	宇都宮市	1,350	町田市	4,059	町田市	535.2	高松市	88,239	町田市	10.02	西宮市	3.61	
2	東大阪市	494	42台	15	51	29	8	22	宇都宮市	122,956	倉敷市	1,203	枚方市	3,892	西宮市	365.5	宇都宮市	87,249	枚方市	9.68	松戸市	3.54	
3	川口市	480	51台	3	135	44	26	17	74	福山市	115,543	枚方市	1,181	宇都宮市	3,650	倉敷市	359.4	川口市	58,826	宇都宮市	7.31	枚方市	3.30
4	倉敷市	470	62台	11	72	39	33	23	10	東大阪市	105,777	市川市	1,105	西宮市	3,205	松戸市	357.6	倉敷市	58,616	西宮市	7.01	福山市	3.13
5	松戸市	469	20なし	9	87	36	11	51	倉敷市	100,062	金沢市	1,042	市川市	2,839	市川市	305.7	枚方市	55,991	市川市	6.27	町田市	3.01	
6	福山市	463	71台	13	67	48	25	19	町田市	94,552	町田市	976	倉敷市	2,748	枚方市	303.7	町田市	51,628	高松市	5.97	高松市	2.86	
7	大分市	462	13台	17	33	17	4	16	市川市	92,185	川口市	929	福山市	2,558	横須賀市	275.8	富山市	50,037	倉敷市	5.85	岐阜市	2.81	
8	尼崎市	460	2なし	16	44	15	2	10	19	高松市	91,851	西宮市	887	高松市	2,520	宇都宮市	224.0	福山市	49,133	福山市	5.52	宇都宮市	2.70
9	西宮市	457	41台	4	107	34	14	53	20	金沢市	77,945	富山市	885	川口市	2,441	川口市	201.3	市川市	46,626	川口市	5.09	川口市	2.63
10	長崎市	455	21台	18	18	10	5	8	富山市	72,025	高松市	882	松戸市	1,927	福山市	177.9	東大阪市	43,685	富山市	4.54	市川市	2.57	
11	市川市	453	55台	8	95	58	38	32	5	横須賀市	69,498	福山市	818	金沢市	1,922	長崎市	158.7	松戸市	36,721	金沢市	4.36	東大阪市	2.45
12	金沢市	441	41台	7	97	38	14	27	32	松戸市	67,168	横須賀市	788	富山市	1,898	金沢市	137.2	横須賀市	35,788	松戸市	4.11	倉敷市	2.28
13	横須賀市	431	4なし	12	69	30	11	39	枚方市	64,699	尼崎市	692	東大阪市	1,671	富山市	112.0	金沢市	34,751	岐阜市	3.56	富山市	2.14	
14	高松市	422	53台	10	73	33	11	40	西宮市	61,839	東大阪市	681	岐阜市	1,472	東大阪市	111.6	尼崎市	32,232	東大阪市	3.38	大分市	1.95	
15	富山市	418	25なし	6	105	40	32	52	13	尼崎市	48,897	長崎市	663	横須賀市	1,454	高松市	73.7	西宮市	28,131	横須賀市	3.37	横須賀市	1.85
16	岐阜市	413	72台	14	56	8	0	47	1	岐阜市	41,150	大分市	578	尼崎市	1,220	尼崎市	57.2	大分市	20,458	尼崎市	2.65	金沢市	1.84
17	町田市	405	63台	1	146	85	41	61	大分市	37,096	松戸市	545	大分市	1,127	岐阜市	50.3	岐阜市	17,953	大分市	2.44	尼崎市	1.76	
18	枚方市	402	82台	2	142	62	54	80	長崎市	5,000	岐阜市	524	長崎市	1,046	大分市	45.5	長崎市	13,250	長崎市	2.30	長崎市	1.58	
	平均	452	7		84	38	20	36	22	77,721	874	2,314	214	44,962	4.87	2.65							

人口:平成18年年3月31日現在の住民基本台帳人口。 資料費:平成19年度予算額(図書・視聴覚資料・新聞・雑誌・その他図書館資料の購入に要した経費)。 蔵書数・平成19年3月31日現在の図書総冊数。 貸出数・予約件数・購入冊数:平成18年度実績。
「日本の図書館 統計と名簿2007」より

阪神7市1町の比較

順位	人口(千人)	館数	移動図書館	職員数(人)						資料費(千円)	蔵書数(千冊)	貸出数(千冊)	予約件数(千件)	購入冊数(冊)	人口一人当たりの貸出冊数(冊)	図書資料の回転率(回)							
				順位	合計	専任計	うち司書	嘱託職員	委託派遣														
1	西宮市	476	41台(16S)	1	107	34	14	53	20	西宮市	74,129	西宮市	900	西宮市	3,479	西宮市	365.5	尼崎市	32,232	猪名川町	22.63	西宮市	3.86
2	尼崎市	460	2 ^{13年度未廃止}	3	44	15	2	10	19	尼崎市	49,287	尼崎市	697	宝塚市	1,600	宝塚市	174.5	西宮市	28,131	三田市	10.09	三田市	3.28
3	宝塚市	222	21台(25S)	2	48	22	15	26	伊丹市	41,475	宝塚市	549	尼崎市	1,337	三田市	119.9	三田市	21,002	芦屋市	7.38	宝塚市	2.91	
4	伊丹市	194	3 ^{12年度未廃止}	5	37	12	8	11	14	宝塚市	32,081	伊丹市	492	三田市	1,148	尼崎市	57.2	伊丹市	20,855	西宮市	7.30	猪名川町	2.52
5	川西市	161	11台(18S)	6	32	10	8	22	川西市	29,574	芦屋市	353	伊丹市	1,093	川西市	46.6	宝塚市	20,722	宝塚市	7.20	川西市	2.44	
6	三田市	114	21台(20S)	4	45	16	12	29	三田市	24,403	三田市	350	猪名川町	730	伊丹市	42.1	川西市	12,362	伊丹市	5.63	伊丹市	2.22	
7	芦屋市	91	1 ^{14年度未廃止}	7	28	12	7	11	5	芦屋市	23,303	川西市	293	川西市	717	芦屋市	34.5	猪名川町	10,713	川西市	4.46	尼崎市	1.92
8	猪名川町	32	11台(14S)	8	18	(7)	(5)		11	猪名川町	20,509	猪名川町	289	芦屋市	676	猪名川町	20.8	芦屋市	9,725	尼崎市	2.91	芦屋市	1.91

S:ステーション

資料費は平成20年度予算、人口・蔵書数・貸出数は平成19年度、予約件数・購入冊数は平成18年度。

用語解説

用語解説

頁	*	用語	解説
1	1	経済開発機構 (OECD)	ヨーロッパ諸国を中心に日・米を含め 30 ヶ国の先進国が加盟する国際機関。 OECD は、先進国間の自由な意見交換・情報交換を通じて、1)経済成長、2)貿易自由化、3)途上国支援(これを「OECD の三大目的」といいます)に貢献することを目的としている。
1	2	生徒の学習到達度調査	OECD 生徒の学習到達度調査(PISA)参加国が共同して国際的に開発した学習到達度問題を 15 歳児を対象として実施されている。
2	3	社会教育委員会議	社会教育に関して教育長を経て教育委員会に助言することを職務としています。社会教育法(第十五条他) 本市では「西宮市社会教育委員条例」に基づき設置しております。現在は 12 人で構成している。
4	4	学校図書館	学校図書館法 第二条 「この法律において「学校図書館」とは、小学校(特別支援学校の小学部を含む。)中学校(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。)及び高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)以下「学校」という。)において、図書、視覚聴覚教育の資料その他学校教育に必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、整理し、及び保存し、これを児童又は生徒及び教員の利用に供することによって、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童又は生徒の健全な教養を育成することを目的として設けられる学校の設備をいう。」と規定されている。
4	5	公共図書館	図書館法第 2 条 「この法律において「図書館」とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保存して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設で、地方公共団体、日本赤十字社又は民法第 34 条の法人が設置するものをいう。」と規定されている。
6	6	市立図書館	図書館法第 2 条の規定にある地方公共団体が設置する図書館で、西宮市が設置した図書館。
6	7	ストーリーテリング	語り手がお話を覚えて語って聞かせること。絵本などを読んで聞かせる場合は、「読み聞かせ」という。
7	8	子育て地域サロン	社会福祉協議会の支部・分区が主体となって市内 33 箇所で開催。子育て中の親子が身近な地域で気軽に集い、仲間づくりや情報交換ができる場。
7	9	附属あおぞら幼稚園	【西宮市立子育て総合センター附属あおぞら幼稚園】 幼児教育と子育て支援の事業を総合的に推進していく子育て総合センターの附属幼稚園として、平成 13 年 4 月に開園。子育て総合センターと連携・協力を図り、研究を進め、地域に開かれた幼稚園づくりにも努めている。
7	10	ブックリスト	個人あるいは団体が一定の基準で本を選択し作成したリスト。書名、著者名、出版社名、出版年、価格などが必ず記されるが、編成意図によって簡単な作品のあらずし、内容、特徴の解説、作者の紹介などが随時加えられる。

用語解説

頁	*	用語	解説
8	11	公立図書館	図書館法第2条の規定にある地方公共団体が設置する図書館。
11	12	司書教諭	学校図書館において、児童・生徒の読書指導を行う教諭であり、学校図書館の書籍の購入計画・整理や貸し出しなどの管理業務を中心となって行う教諭。
11	13	学校図書館指導員	学校図書館教育担当者（司書教諭）の学校図書館の管理運営に関する補助を行い、環境整備やデータベース化の推進等、学校図書館の充実を図る仕事を行う「司書」または「司書教諭」の資格を持つ者。主な業務として、図書登録・データベース化の推進、環境整備、児童・生徒の調べ学習等支援、学習に活用できる図書情報の提供、児童・生徒の読書相談・レファレンス等を行っている。
11	14	学校図書館図書標準	平成5年3月文部省（現：文部科学省）が、公立の義務教育諸学校において、学校図書館の図書の整備を図る際の蔵書冊数の目標として設定した学級数に応じて算出される数値。（たとえば18学級の小学校では10,360冊、12学級の中学校では10,720冊と設定されている）
12	15	西宮市教育情報ネットワーク (EduNet：エデュネット)	平成15年度に総務省の補助のもと「地域イントラ基盤整備補助事業」に伴い、市立学校全65校を高速回線（光F）で結んだ「西宮市教育情報ネットワーク」の総称。「学習支援」「マルチメディア」「検索システム」「インターネット（NAIS-NET）」との連携などをとおして、必要な情報を選択、整理し、表現するなど情報活用能力を育成する。
12	16	西宮市図書管理システム	西宮市の情報ネットワークし、市立小・中・特別支援学校の蔵書を検索することができ、常に最新の書誌情報を入手することも可能なシステム。さらに希望により、読書認定に参加することもでき、一定の基準に達すると読書の達人認定証が届く等、学校図書館教育の指導に活用できる。
13	17	一般図書 (特別支援学校・学級用)	学校で使用する教科書は、「文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない」とされているが、特別支援学校や特別支援学級で使用できるとされる図書。兵庫県教育委員会等で調査研究された資料等を参考に整備予定。

「西宮市子ども読書活動推進計画」策定委員

役 割	所 属（役職）
委員 長	社 会 教 育 部 長
副委員長	学 校 教 育 部 長
委 員	教 育 総 務 グ ル ー プ 長
委 員	社 会 教 育 グ ル ー プ 長
委 員	中 央 図 書 館 長
委 員	学 校 教 育 グ ル ー プ 長
委 員	総 合 教 育 セ ン タ ー 長
委 員	子 育 て 総 合 セ ン タ ー 長